

2022年7月25日

日弁連犯罪被害者支援委員会 黒井新

性犯罪被害者に対する支援制度を考える上で考えられる論点について

性犯罪被害者に対する支援制度を考える上で考えられる以下の論点①～③についての意見は以下のとおりである。

なお、今回、まずは性犯罪被害者に対する弁護士支援制度を検討するが、基本的には現在実施している犯罪被害者法律援助事業の対象犯罪を支援対象事件とすべきと考えており、特に被害者が死亡している事件は、その重要性が高いと考えていることをお伝えしておく。

①支援対象

〈対象犯罪〉

- ・個人の性的自由を保護法益とするもの全てを対象にするか（逆に、そのみを対象とするか。）。

【意見】

〈刑法犯〉強制（準強制、監護者）わいせつ・性行等、同致傷、強盗・強制性交等＋〈特別法犯〉迷防条例（痴漢・盗撮）

※いわゆる認定落ちの場合などに、後日支援対象外としたり報酬を返還させたりするような不都合が生じないような制度設計とする必要があることを付言しておく。

- ・法定刑の違いをどう考えるか。

【意見】

上記対象犯罪のなかでは、法定刑の違いによって弁護士による被害者支援の必要性が変わるものではなく、考慮する必要は無い。

- ・死傷結果が生じたものや強盗（財産犯）が含まれるものを一緒に論じるべきか。

【意見】

死傷結果の部分、財産犯の部分を切り分けて、当該部分については国費に

よる弁護士援助の対象外にすることは實際上不可能と考えられ、一緒に論じるべきである。

〈対象者〉

- ・被害者の範囲をどう捉えるか。

【意見】

被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族 若しくは兄弟姉妹
配偶者には、内縁関係にあるものも含み、直系の親族には事実上親子関係と同様の関係にあった者も含む。

- ・被害者と被疑者の関係（親子、知人、赤の他人）を問わず、一緒に論じるべきか。

【意見】

性犯罪を対象犯罪とする場合、親族、知人が加害者になるケースがむしろ多いことを考えると、被疑者との関係を考慮して、国費による弁護士援助の対象外にするようなことはむしろ不適切であり、一緒に論じるべきである。

- ・被害者が成人の場合と児童の場合を一緒に論じられるか。

【意見】

被害者が未成年の場合に、弁護士の選任申立者を親権者のみとするのか、親権者が被疑者である場合等、親権者に被害を知られたくない、などの場合に取扱をどうするのか、については別途検討を要すると考えられる。

②支援の時期、犯罪・被害者の認定

- ・支援の始期終期をどう考えるべきか。

【意見】

性被害の場合、被害発生後、被害届、告訴に対して法的支援を行う必要性が高く、被害発生後から速やかに支援を行えることが望ましい（始期は、被害発生時）。

終期については原則として刑事事件手続の終了時とする。

ただし、被疑者の未検挙の場合、不起訴処分後の検察審査会申立の場合、更生保護段階での被害者等情報通知対応など、例外的に終了時を定める必要性がある。

- ・捜査機関関与前に、「犯罪」「被害者」を適切に認定できるか。

【意見】

被害届提出前からの支援を必要とするのであれば、公的機関は関与し得ず、弁護士が認定するほかない。その場合、①現在民事法律扶助で行われている法テラスの審査員による審査を必要条件とする、②いわゆる精通弁護士制度、国選被害者参加弁護士制度と同様に、研修要件を満たした会員による名簿制とする、といった援助の適正性を担保する仕組みが考えられる。

上記①、②といった仕組みによっても援助の適正性の担保としてなお不足であるということが仮にあるとすれば、警察などによる「犯罪」の認定（事件認知、被害届受理等）や早期援助団体やワンストップ支援センターによる被害発生認定とすることも考え方としてあり得る。

③支援内容の枠組

- ・支援対象に対し、通常どのような支援を行っているか（基本的な支援と言えるものは何か）。

【意見】

被害者等の代理人として、継続的相談を行いつつ、捜査機関や被疑者側、その他関係機関との折衝、対応を行うことが基本的な支援となる。

- ・上記の基本から外れた支援をどう扱うか。

【意見】

加算報酬事項とする。

- ・民事法律扶助の範疇のものの位置付けをどうするのか。

【意見】

被疑者側との示談交渉については、成立時に報酬が発生する仕組みとする。

なお、日弁連委託法律援助事業においては、加害者側からの示談申し入れの対応については、同援助事業における対象活動とし、定められた報酬体系に基づくことにしているが、被害者側から積極的に損害賠償請求をする場合には、民事法律扶助の利用をさせている。

訴訟提起の場合は当然民事法律扶助を利用する。

- ・被害者国選との関係をどう考えるか。

【意見】

被害者参加弁護士としての活動内容以外（例：心情意見陳述、証人尋問支援等）については、本支援弁護士制度の対象活動とする。